



Click!



1. 事件の概要 (令和2年(ネ)第10059号 知財高裁判 令和4年2月9日)

- 特許権侵害差止請求控訴事件(控訴人:大塚製薬(株) VS. 被控訴人(株)ダイセル、(株)アドバンスト・メディカル・ケア)
- <結論> 原判決取消、第一審原告の請求認容
- <概要> 発明の名称を「エクオール含有抽出物及びその製造方法、…」とする特許権(特許第6275313号)に基づく侵害行為差止等請求につき、特許法104条を適用して、被控訴人原料について本件発明の方法により生産されたものと推定し、推定の覆滅は認められないと判断した事例。

2. 判決要旨

【請求項1】(※訂正後)

ダイゼイン配糖体、ダイゼイン及びジヒドロダイゼインよりなる群から選択される少なくとも1種のダイゼイン類に**アルギニン**を添加すること、及び、**前記ダイゼイン類と前記アルギニンを含む発酵原料**をオルニチン産生能力及びエクオール産生能力を有する**微生物で発酵処理**することを含む、オルニチン及びエクオールを含有する粉末状の発酵物の製造方法であって、前記発酵処理により、前記発酵物の乾燥重量1g当たり、8mg以上のオルニチン及び1mg以上のエクオールを生成し、及び前記発酵物が食品素材として用いられるものである、前記製造方法。

原判決は、本件発明について、アルギニンは、発酵処理をする前の発酵原料の調製をする段階において発酵原料に含まれているものであり、構成α3の「ダイゼインを含む処理液」が発酵原料に当たり、「**アルギニンを含む培養液**」は**発酵原料ではなく、発酵効率の促進等を目的とする栄養成分に当たるもの**と認められ、被控訴人原料は発酵処理原料に於いて

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。